

中労委、平13不再48、平14.3.6

## 命 令 書

再審査申立人 X 1

再審査申立人 X 2

再審査被申立人 国土交通省

再審査被申立人 自由民主党

再審査被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

再審査被申立人 日本鉄道建設公団

## 主 文

本件再審査申立てをいずれも棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査被申立人国土交通省(旧運輸省)、同自由民主党、同西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)及び同日本鉄道建設公団(以下「鉄建公団」という。)が、自由民主党、公明党、保守党及び社会民主党の四党において平成12年5月30日に文書により行われた「JR不採用問題の打開について」と題する合意(以下「四党合意」という。)によって、JR西日本の社員である再審査申立人らが所属する国鉄労働組合(以下「国労」という。)に対する支配介入及び再審査申立人らに対する不利益取扱いの不当労働行為を行ったとして、その救済を求めた事案である。再審査申立人らの請求する救済の内容は、再審査被申立人らにおいて、四党合意文書のうち、①国労が、JRに法的責任がないことを認める、②国労全国大会(臨時)において①を決定する、③社会民主党から国労に対し、少なくともJR発足時における国鉄改革関連の訴訟について、②の機関決定後速やかに取り下げるよう求めるとの部分を取り消すこと及び謝罪文の掲示である。
- 2 初審鳥取県地方労働委員会は、平成13年9月17日、国土交通省、自由民主党及び鉄建公団に対する申立てについては、これら三者は再審査申立人らとの関係では、労働組合法第7条の使用者に当たらないことは明白であるから、労働委員会規則第34条第1項第5号にいう「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないこと

が明らかなきとき。」に該当し、JR西日本に対する申立てについては、同法第7条第1号及び第4号の「不利益取扱い」が行われたものではないので、それらの号には該当せず、また、同条第3号については、四党合意はJR西日本の行為ではないから同規則第34条第1項第5号に該当し、さらに、JR西日本は四党合意を取り消しうる立場にはないことも明白であるから、同項第6号にいう「請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき。」にも該当するとして、いずれの申立ても却下した。

- 3 平成13年9月28日、再審査申立人らはこれを不服として、初審決定を取り消し、請求した救済内容を認容するよう求めて、当委員会に再審査申立てを行った。

## 第2 再審査申立人らの不服の要旨

- 1 審問手続を経ずに本件救済申立てを却下した初審決定は、再審査申立人らの当事者適格に関する立証の機会を奪い、証拠に基づかない判断をしたものであり、違法である。
- 2 再審査申立人らとの関係において国土交通省、自由民主党及び鉄建公団が、労働組合法第7条にいう使用者に該当しないとした初審決定の判断は誤りである。
- 3 JR西日本の四党合意に対する関与について、初審決定が審問による立証手続を経ずにその主張を排斥し、却下決定したのは誤りであり、違法である。
- 4 再審査申立人らはJR西日本による団結権の侵害などにより国労組合員として重大な不利益を受けており、不利益取扱いが一切存在しないこととした初審決定の判断は誤りである。

## 第3 当委員会の判断

- 1 不当労働行為救済制度の目的は、労働組合法第1条第1項に規定する「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続きを助成する」ことにあり、不当労働行為禁止規定によって規制を受ける使用者とは、労働組合法がこのように助成しようとする団体的労使関係上の一方当事者たる使用者を意味する。そして、この団体的労使関係は、労働者の労働関係上の諸利益についての交渉を中心として展開されるものであり、労働契約関係又はそれに準じた関係をその基盤として必要とすると解すべきである。

本件についてみると、再審査申立人らと国土交通省、自由民主

党及び鉄建公団とは、上記のような団体的労使関係にないことが明らかである。

したがって、国土交通省、自由民主党及び鉄建公団は、再審査申立人らとの関係では労働組合法第7条の使用者に当たらないことは明白であり、国土交通省、自由民主党及び鉄建公団に対する本件救済申立ては、労働委員会規則第34条第1項第5号にいう「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき。」に該当する。

- 2 また、四党合意は、その当事者である四つの政党がいわゆるJR不採用問題について、紛争当事者である国労の一定の任意的対応を得ることにより、政治レベルでの決着を図ろうとする試みであって、労働組合法第7条が規制の対象にする団体的労使関係上の行為ではないから、JR西日本の関与の有無を問わず、不当労働行為の問題を生じさせるものではない。したがって、JR西日本に対する本件救済申立ても、労働委員会規則第34条第1項第5号に該当する。さらに、JR西日本は四党合意の当事者ではないから、JR西日本が、自らは合意に加わっていない他の当事者間の合意を法的に取り消すことができる立場にないことは明らかであり、JR西日本に対し四党合意取消しを求める救済申立ては、同項第6号にいう「請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき。」にも該当する。
- 3 労働組合法第27条第1項は、労働委員会は、不当労働行為の救済申立てを受けたときは、「遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。」と規定しており、救済申立てが理由のないことが、審問を行うまでもなく明らかな場合には、審問を行う必要がないことはいうまでもない。労働委員会規則第39条第1項の規定も、当然、法のこの規定を前提とするものであり、初審決定の手続きに違法があるとする再審査申立人らの主張は失当である。
- 4 したがって、国土交通省、自由民主党、JR西日本及び鉄建公団に対する本件救済申立てを、いずれも却下した初審決定の判断は相当であり、再審査申立人らの主張は採用できない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成14年3月6日

中央労働委員会  
会長 山口浩一郎 ㊟